

令和3年

熊野町農業委員会

議事録

第5回

熊野町農業委員会

令和3年第5回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和3年7月20日(火) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 302・303会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	庄賀 深雪
委員	2番	福垣内 信行
委員	3番	菅尾 寛治
委員	4番	井尻 隆雄
委員	5番	立花 宏保
委員	6番	木原 哲男
委員	7番	橋川 勝則
委員	8番	空田 忠
会長職務代理者	9番	原 恭博
会長	10番	中村 家隆

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	世良 正喜
----	-------

6. 議事録署名委員(2人)

委員	5番	立花 宏保
委員	6番	木原 哲男

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	堀野 准
課長補佐	諏訪本 壮太
書記	竹内 浩喜

会議の概要

<p>議長</p>	<p>ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和3年第5回熊野町農業委員会を開会します。</p> <p>はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。5番 立花委員、6番 木原委員を指名します。</p> <p>それでは、議事日程に従って審議に入ります。</p> <p>事務局より、議案の朗読をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議事日程 朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>日程第1、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第24号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、初神地区にある浄水場から東に約0.5キロほどにある現況畑1筆でございます。</p> <p>譲り渡し人は、申請地について町外に住んでいることから管理が難しいということで、この度譲受人がもらいうけようとされております。</p> <p>現在、譲受人は、農機具の保有状況からは、耕作能力に問題はないと考えられます。</p> <p>下限面積については、本町の下限面積1,000㎡を超える農地を耕作されておることが要件でございますが、譲受人は令和3年5月26日付で、〇〇〇〇〇丁目〇〇〇〇〇番、276㎡の土地について農地台帳・農地登載申請が提出されており、5月31日付で農地台帳へ登載されております。</p> <p>また、次の議案ではありますが、譲受人はもう1筆323㎡の土地を使用賃借にて取得の許可を得ようとしております。これら3筆の合計で1,000㎡を超えることとなりますので、要件を満たすこととなります。</p> <p>譲受人は、農作業へ常時従事すると認められない場合は、許可することが出来ないこととされております。</p> <p>申請によれば、現在、年間160日となっており、「従事日数150日以</p>

	<p>上」の基準を満たしております。</p> <p>周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連しまして、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>世良正喜委員、お願いします。</p>
世良 正喜 委員	<p>7月16日に事務局と現地を確認してきました。</p> <p>場所は、先ほど事務局が説明した通りで、初神地区にある浄水場から東側にある田んぼ1筆です。</p> <p>現地は、現在も耕作していることを確認しました。</p> <p>譲り渡し人が町外に住んでいるため、管理が難しいとのことなので、この度、熊野町在住である譲り受け人に、譲り渡すことで管理が容易になると考えられます。</p> <p>申請内容からも、特に問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、当案件について、質問がありましたらお願いします。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>それでは、質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第1、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定をいたしました。</p> <p>続きまして、日程第2、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第25号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明い</p>

	<p>たします。</p> <p>申請地は、黒瀬熊野トンネルを出てすぐにある「トモ・ビオパーク」から北に約0.5キロほどにある田1筆でございます。</p> <p>譲受人は耕作を行うため、譲り渡し人は譲受人の耕作意欲に応じるため使用貸借の権利許可を得るため申請を行っております。</p> <p>下限面積につきましては、議案第24号にて説明したとおり、この度の申請によって許可を得ることで1,000㎡の要件を超えることになるので問題ないと思われます。</p> <p>その他要件も申請内容に問題はなく、許可相当であると判断しております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>世良正喜委員、お願いします。</p>
世良 正喜 委員	<p>場所は、先ほど事務局が説明した通りで、申請地の現状は、草刈がされており、管理がされていることを確認しました。譲受人が耕作を行うため、申請地を使用貸借権設定することとすることで、問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件につきまして、何か質問ありましたらお願いします。</p>
原委員	<p>今回の申請人である〇〇〇〇さんは、女性の人よね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
原委員	<p>歳はなんぼになる？</p>
事務局	<p>〇〇歳です。</p>
原委員	<p>若いけん、二か所掛け持って耕作する言うたら、大変よ。</p> <p>わかりました。ありがとうございます。</p> <p>できるんじやの。意欲があるんじやの。</p>
議長	<p>他に質問ありませんか。それでは、質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。</p>

議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第2、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、日程第3、議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第26号の農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、この度新設されました初神地区の熊野東防災交流センター隣接地にある田1筆でございます。</p> <p>転用目的としましては、駐車場とされています。</p> <p>申請地は、令和2年9月30日付で一時転用の許可申請を受付、令和2年10月20日付で許可を得ている土地でございます。本来、一時転用完了時には、農地へ復元しておく必要がありますが、この度恒久転用に切り替えたいということで、広島県就農支援課に対応方法について意見照会を行いました。その内容について、一部抜粋して説明させていただきます。</p> <p>「原則、一時転用の事業の完了後農地に復旧した後、新たに恒久転用の許可申請を行うこととなります。しかし、恒久転用が認められる案件であり、既に現場事務所が設置された後駐車場として使用するにもかかわらず、農地への復旧を求めることは現実的でないため、事業計画変更及び恒久転用の許可を行うこととなります。ただし、一時転用許可の事業実施中に計画変更を行う理由を整理する必要があると考えます。新たな恒久転用の妥当性、を確認して頂き事情によっては顛末書の添付を求めることも検討してください。」</p> <p>このことに従い、この度令和3年6月30日付で農地法第4条の規定による許可申請及び理由書を提出されたため、この度の委員会の議案案件となりました。</p> <p>申請書に添付されている被害防除計画書に問題はなく、また、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。</p> <p>周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。</p>

	事務局からの説明は、以上でございます。
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に関連しまして、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>それでは、世良正喜委員、よろしくお願いいたします。</p>
世良 正喜 委員	<p>申請地の現況は、一部事務所となっております。事務局からの説明もあつたように、一部転用から恒久転用にしたいということで、理由書の提出もされており問題ないと思います。</p> <p>申請内容からも特に問題はないと思います。</p>
議長	ありがとうございました。当案件につきまして、質問がありましたらお願いいたします。
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」、ご異議はありますか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>それでは、異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第3、議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、日程第4、議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第27号の農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇〇を出て海田町方面に約0.5キロほどにある田1筆でございます。</p> <p>現況は、現在耕作されておらず、荒廃した土地でございます。</p> <p>譲受人は近隣で町おこしのため、駐車場不足の解消のため譲り受けようとされております。</p> <p>申請書に添付されている資金計画、被害防除計画書に問題はなく、また、転用行為の妨げとなる権利を有する者は他におりません。</p>

	<p>周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。</p> <p>以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>世良正喜委員、お願いします。</p>
世良 正喜 委員	<p>申請地の現況は、現在休耕中でありました。駐車場の拡張ということでこの度申請をされています。譲り渡し人も今後耕作を行う予定はないということです。</p> <p>申請内容からも特に問題はないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮り^{はかり}します。</p> <p>議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第4、議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>以上で本日の日程はすべて終了しました。</p> <p>引き続き、事務局から事務連絡をお願いします。</p>
事務局	(事務連絡)
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次回の農業委員会は8月20日（金）に開催予定です。</p> <p>議案については8月6日（金）以降に事務局から送付予定です。</p> <p>以上をもちまして、令和3年第5回熊野町農業委員会を閉会します。</p>